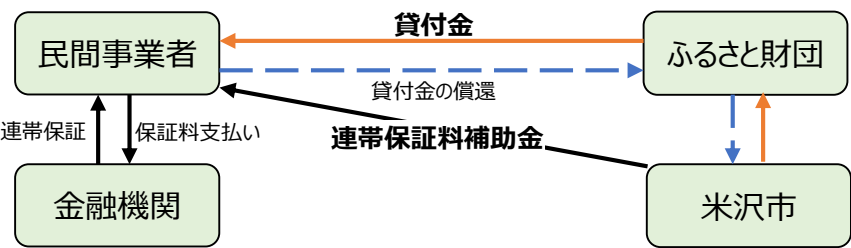


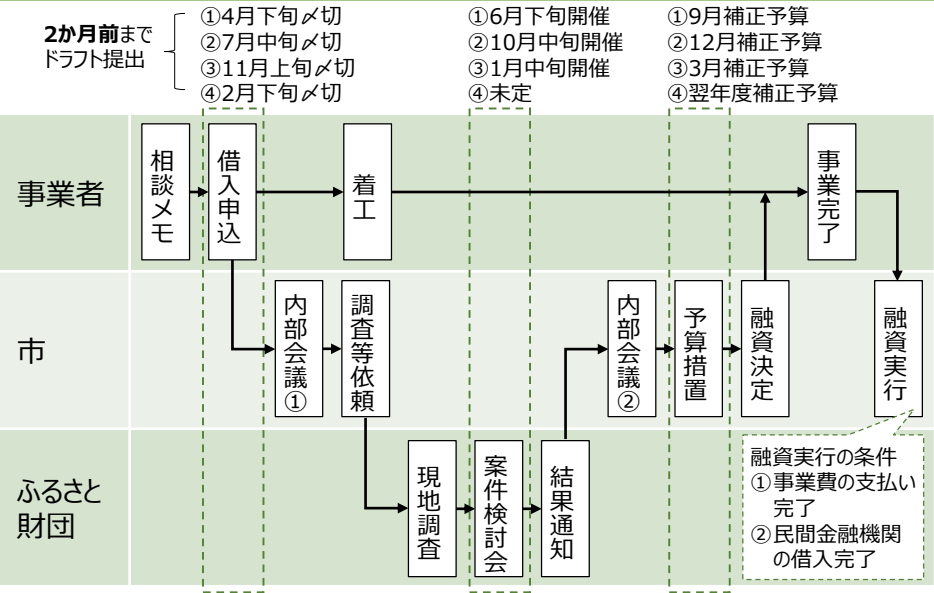
概要

- ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために、地方公共団体が長期の無利子資金を融資する制度です。
- 本市では、ふるさと融資に加え、ふるさと融資に係る連帯保証料に対して補助金を交付しています。

スキーム



事務スケジュール（年4回受付）



ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

対象事業者	法人格を有する民間事業者		
対象事業	・地域振興につながる事業 ・新規雇用：1名以上 ・用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの		
対象費用	設備の取得等に係る費用（消費税・運転資金は対象外）		
融資額	対象費用から補助金を控除した額の60%以内		
	対象費用		
	対象費用から補助金を控除した額		補助金
ふるさと融資 （60%以内）	民間借入金	自己資金	
融資条件	貸付利率	無利子	
	融資期間	5年以上20年以内（うち据置期間5年以内） ※最長30年まで条件付きの延長が可能	
	償還方法	元金均等半年賦償還（年2回償還）	
	民間借入金	民間金融機関との協調融資が必要	
	担保	民間金融機関の連帯保証（保証料）が必要	

連帯保証料補助金（地域総合整備資金貸付保証料補助金）

対象事業者	本市にふるさと融資を申し込んだ事業者
補助金額	連帯保証料のうち、 料率0.5%を上限とする全額 （千円未満切捨） ※融資後の料率に変動があった場合は融資初年度の料率を上限
補助期間	融資実行時から償還終了まで（毎年度交付）